

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
当日の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 県営土地改良事業の完了（農村整備課）  
小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間（水産課）  
基本測量の終了（管理課）
- 鳥取県営ライフル射撃場の使用料の徴収事務の委託（体育保健課）
- ◇ 選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

## 告 示

鳥取県告示第三百九十三号  
 県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成二年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称

工事完了年月日

県営ほ場整備事業大山地区ほ場整備  
 県営ため池等整備事業松尾池地区ため池等整備

平成二年三月十五日  
 平成元年六月二十日

### 鳥取県告示第三百九十四号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間を平成二年四月九日から同月二十三日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第三百九十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成 二 年 四 月 六 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（一等重力及び水準重力測量）
- 二 作業地域 境港市
- 三 終了年月日 平成元年十月六日

鳥 取 県 告 示 第 三 百 九 十 六 号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県営ライフル射撃場の使用料の徴収事務を鳥取県ライフル射撃協会に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年七月鳥取県告示第七百四十八号（鳥取県営ライフル射撃場の使用料の徴収事務の委託について）は、廃止する。

平成 二 年 四 月 六 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 二 十 八 号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成 二 年 四 月 六 日

鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 友 松 五 郎

二 の 表 中

鳥 取 県 立 東 部 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム

鳥 取 市 三 津 八 七 六

を

鳥 取 県 三 津 白 寿 苑

鳥 取 市 三 津 八 六 九 一 七

に、

鳥 取 県 立 西 部 養 護 老 人 ホ ー ム

を

鳥 取 県 立 皆 生 尚 寿 苑

鳥 取 県 立 米 子 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム

鳥 取 県 立 皆 生 み どり 苑

に、

鳥 取 県 立 中 部 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム

を

鳥

取県立巖城はごろも苑

ム を 鳥取県立智頭心和苑

伯特別養護老人ホーム

を 鳥取県立西伯有楽苑

に、 鳥取県立日南特別養護老人ホーム

を 鳥取県立日南石霞苑

に改める。

三の表中

鳥取県立身体障害者療護園
鳥取県立身体障害者更生指導所
鳥取県立鳥取第三授産所

鳥取県立障害
鳥取県立障害
鳥取県立障害

者福祉センター友愛寮

者福祉センター厚和寮

者福祉センターあさひ園

に改める。

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年四月六日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成二年四月十日(火)午後三時四十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任免について

2 その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成2年4月6日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

1 講習の種類

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成2年5月28日 午前10時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1 階第2会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成2年5月9日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市靴町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
	平成2年5月15日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	浜村、倉吉及び八 橋の各警察署の管 内に居住する者
講習	平成2年5月30日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1 階第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家 及び智頭の各警察 署の管内に居住す る者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの  
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考查

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在管轄する警察署長

を經由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砂刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）